



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカにおける財務諸表監査の制度化に関する一考察：追認型の制度化ケースとして
Author(s)	篠藤, 涼子 グラシエラ; Shinoto, Ryoko Graciela
Citation	経済学研究, 61(1/2), 127-142
Issue Date	2011-09-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47164
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_61(1-2)_127.pdf



<研究ノート>

アメリカにおける財務諸表監査の制度化に関する一考察

——追認型の制度化ケースとして——

篠藤涼子 グラシエラ

はじめに

アメリカにおける監査の源流は、19世紀に渡米したイギリス人の職業会計士による監査実務にある。当時のアメリカでは、イギリス人投資家の対米投資の失敗を契機に、イギリス人の株主を保護するためにイギリス人職業会計士による監査が実施されていた。イギリスでは1844年の会社法以来、取締役の行為を監督するために、取締役に帳簿を記録させ、この帳簿に対して取締役以外の第三者である監査役による監査が義務づけられていた¹⁾。イギリス人職業会計士による監査の目的は、経営者がその会計責任と財産の保全管理責任を誠実に履行しているかを確かめることであり、経営者の不正を発見することであった。そのためイギリスの監査実務は、計算書に示された記録と帳簿に示された記録の全てについての詳細な照合や転記といった手続を再実施するというものであった。

イギリスの職業会計士が渡米した時期のアメリカの会計士は、自らを会計士と呼んでいたが、企業の会計記録係を他の業務との兼用で行っているにすぎず、未だ独立の職業ではなかった。そのようなアメリカ人の会計士は、渡米してきたイギリス職業会計士による、イギリスの監査実務をアメリカの実務として受け入れて、アメリカにおいてイギリスと同様の監査実務を行うようになった。

20世紀前後におけるアメリカ経済の飛躍的な発展段階において、アメリカの監査実務は独自の発達を遂げる。アメリカの経済環境に適合して発達したアメリカの監査実務は、一部のアメリカの企業で自発的に行われて定着した。こうしてアメリカで発達した監査実務が、現在アメリカで財務諸表監査²⁾として知られている監査の原型を築いていった。しかし、アメリカの財務諸表監査は、1933年の証券法 (Securities Acts of 1933³⁾)と1934年の証券取引所法 (Securities Exchange Acts of 1934⁴⁾) (以下、証券諸法)のもとで制定されており、既存の実務を法で制度化したという特徴を有している。本稿は、このような特徴的なアメリカの財務諸表監査制度について、アメリカでどのように財務諸表監査が形成されたのか、そして、その後そのアメリカの財務諸表監査がどのよう

2) 本稿では、財務諸表監査を、上場企業に対して実施される公認会計士(会計事務所)による監査に限定する。また、引用部分以外については、職業会計士または監査人は公認会計士を指す。

3) 正式には、Securities Acts of 1933, to provide full and fair disclosure of the character of securities sold in interstate and foreign commerce and through the mails, and to prevent frauds in the sale thereof, and for other purposes.

4) 正式には、Securities Exchange Acts of 1934, To provide for the regulation of securities exchange and of over-the-counter markets operating in interstate and foreign commerce and through the mails, to prevent inequitable and unfair practices on such exchange and markets, and for other purposes.

1) 大矢知浩司(1973) p.19及びHawkins, David F.(1953) p.182を参照。

にして制度として確立したかを明らかにする事を目的とする。

1. アメリカ職業会計士による監査萌芽期

——イギリス監査実務の伝播——

アメリカに監査という行為が伝えられたのは、19世紀にイギリス人の職業会計士が渡米してきたことにある。当時アメリカの鉄道企業に投資をしていたイギリスの投資家は、鉄道企業の不当な経営が適正に企業会計に反映されていなかった事により投資に失敗をした。イギリスの投資家は、鉄道企業への投資失敗から同様の失敗を繰り返さないために、企業会計を監査させるために、イギリス人の職業会計士を渡米させた。アメリカにおいて初めて監査という行為が、渡米したイギリス人の職業会計士によって実施された。イギリス人の職業会計士によって実施された監査は、アメリカで受け入れられて、後にアメリカ独自の監査として発達する。アメリカで発達した監査が、やがて法制度としての財務諸表監査へと変化していく。本節ではまず、アメリカで財務諸表監査が制度となる以前に、アメリカで監査が実施されるようになった過程を検討する。

1.1 イギリス人職業会計士の渡米

南北戦争(1861-1865)以来のアメリカの大陸横断鉄道建設は、莫大な資金を必要とした。アメリカの鉄道建設資金は、連邦や州政府から付与された土地によって、鉄道証券の安全性が担保されていたこともあり、イギリスから多くの資金をもたらしていた。アメリカ鉄道企業は、巨額の水増し株式の発行による過大資本や、鉄道路線を急速に拡大させて多数の平行路線を含む過剰なまでの鉄道路線を建設していた。そうした中19世紀中頃からのアメリカにおける数度の恐慌で、多くの鉄道企業が破綻に陥り、対米投資をしていたイギリスの投資家は膨大な損害を被った。そのため、アメリカ鉄道企業への

イギリスからの投資は一時停滞した⁵⁾。

イギリスの投資家はこのアメリカ鉄道企業の経験から、19世紀末高い収益力を有していたアメリカの醸造業を新たな投資先として注目した時に、アメリカ醸造企業を買収するための準備調査をさせるためにイギリス人の職業会計士を渡航させた。イギリス人の職業会計士による調査手続は、企業の財政状態や収益力についての検証にあった。渡米したイギリス人の職業会計士は、時を同じくしてアメリカで企業合併が行われた時に、発起人からの要求により、合併対象企業の資産、負債及び経営活動の検証をした⁶⁾。アメリカ醸造業と企業合併への検証業務の実施で成功をした一部のイギリス人の職業会計士は、アメリカに会計事務所を設置して、会計士としてアメリカに帰化した⁷⁾。そして、会計士としてアメリカに定住した彼らは、合併によって大規模化した企業経営者のために一時的な企業経営の検証を行う調査から、「企業の年度を通じて検証を行う監査に利用された⁸⁾」。当初株主の依頼で行われていた監査は、アメリカで企業経営者の依頼による監査の実施へと変わっていった。アメリカに取り入れられた監査は、会計帳簿や記録を検証するイギリスと同様の監査手続であったが、アメリカの監査は、企業経営者の依頼による、企業経営者のための監査へとその目的が変化したのである。

1.2 アメリカ職業会計士の誕生

19世紀、アメリカの会計士は、「もつれた勘定の整理(Tangled Accounts Straightened

5) Sobel, Robert (1965) 訳 pp.147-148 を参照。

6) Anyon, James T. (1974) pp.52-53。

7) Barrow Wade, Guthie & Co. の後、最初のイギリスの Price Waterhouse & Co. の代理店として、Jones and Cease が 1890-1891 年に設立されている (Carey, John L. (1969) p.27)。アメリカ職業会計士の生成当初からの発展については cf. 千代田邦夫 (1988)。

8) Littleton, A.C. (1953) p. 107。

Out⁹⁾]をするように、帳簿上の数字が1なのか7なのかの判定や、帳簿の総額の一致を確かめる企業の会計帳簿係であった。イギリス人の職業会計士が渡米した時期のアメリカの会計士は、取引を適当な勘定に仕訳する会計記録を業務としていた。彼らは自らを会計士と呼んでいたが、彼らは会計記録を他の業務との兼用で行っているにすぎず、未だ独立の職業ではなかった¹⁰⁾。一般に高等教育を受けており、自身の業務に精通して明確な意見を述べる賢明な実務家であるイギリス人の職業会計士の業務は¹¹⁾、アメリカの会計士に対して、会計士業務の性格、及び責任と監査実施方法に関して教育的効果をもたらした¹²⁾。

アメリカの会計士は、アメリカに帰化したイギリス人の職業会計士と経験を共有することにより監査実務を学んだ。アメリカの会計士は、イギリスで行われていた、経営者の不正の発見・摘発を目的として「帳簿記録の集計や転記の精細な照合、誤謬の摘出、試算表や諸計算書と元帳残高との照合を行う¹³⁾」監査実務を学び、実践した。そして、彼らは19世紀末に多くが再建過程にありながらも経済の中心的存在であったアメリカ鉄道企業の再建調査のための監査を依頼された。鉄道企業の再建及び新たに発足した鉄道企業に対する監査実施の功績が、刊行物¹⁴⁾で広く公表されたこともあり、実業界で監査業務が認識された。また、アメリカの会計士は、自らも職業としての地位を確保する努力をした。

1886年に¹⁵⁾、組織された会計士団体とし

て、アメリカ職業会計士協会(American Association of Public Accountants)が設立された。同団体は、大学における会計士の教育と養成に積極的な活動をするとともに¹⁶⁾、会計士という職業を法に裏付けられたものとして確立させる努力もした。1896年アメリカのニューヨーク州ではじめて公認会計士法が制定された。そしてその後、多くの州において、法で認可された職業としての公認会計士が誕生するのである¹⁷⁾。

2. アメリカにおける財務諸表監査の実施

アメリカの経済は、19世紀末から世紀転換期にかけて飛躍的に発展する。とりわけ、鉄道建設のための材料需要と鉄道建設に伴う流通網の確保は、各産業企業の成長に重要な役割を果たした。

各産業への鉄道企業の影響はそれにとどまらない。鉄道企業の経営者は、複雑化する企業経営統制の手段として職業会計士による監査を利用した。やがて経営者のための監査が慣行の如く行われた。急速な発展を遂げて大規模化した各産業に対してこうした監査実務は、各産業の経営者に監査の有意性を認識させた。鉄道企業における監査実務は、急速に変化するアメリカ経済環境のもとで、その他の産業において独自の監査実務を徐々に形成していく。

2.1 財務諸表監査先史

アメリカの鉄道企業は、19世紀中頃からの数度の恐慌にみまわれて多くが破産した。破産した鉄道企業は、管財人(receiver)の管理下に

9) Anyon, James T. (1974) p.38. 訳は、千代田邦夫(1988) p.5.

10) Edwards, James D. (1978) p.47 を参照。

11) Carey, John L. (1969) pp.34-35 を参照。

12) Anyon, James T. (1974) p.53.

13) 喜田義雄(1973) p.1. 他に Moyer, C.A. (1951) p.3 及び、千代田邦夫(2008) p.246.

14) 例えば、Commercial & Financial Chronicle (千代田邦夫(1988) p.8)。

15) ニューヨーク州法においては1887年8月に認め

られた(Anyon, James T. (1974) p.32)。

16) Anyon, James T. (1974) p.7. Edwards, James D. (1978) pp.61-67 を参照。

17) 1896年には、ニューヨーク州ではじめて公認会計士法が制定され、その後、1928年には全米の州で制定された(Edwards, James D. (1978) pp.109-110)。

おかれた。再建計画を作成することを目的に、再建途中の鉄道企業の会計を調べるために管財人の要請に基づいて職業会計士による企業会計の監査が実施された。これら職業会計士は、対象企業の帳簿の正確性のみならず、経営者の契約上の権利遂行について調査することも要請された¹⁸⁾。そして、企業会計の監査を依頼された職業会計士が、再建後の鉄道企業においても、引き続き株主からの依頼に基づいて財務諸表の監査を行うようになったのである¹⁹⁾。

1888年度に、アメリカの鉄道企業で初めて、The New York Ontario and Western Railway Company (以下 The New York & Western Railway) の年次報告書が公開され、これに外部監査が導入された²⁰⁾。The New York Ontario & Western Railway は、財政的困難に陥ったおりに組織された普通株主保護委員会によって、1886年度の年次総会で Barrow, Wade, Guthrie & Co. が外部監査人として選任された。同社は、1888年度からそれまで行っていた監査役 (Auditor) の監査を廃止して、職業会計士 (Public Accountants) の監査へと変更した。1888年度以前の The New York & Western Railway は、会社役員としての監査役の監査を行っていた²¹⁾。鉄道企業の経営活動が地理的に各地に拡大したことで、経営者自身が各支店の帳簿を検証することが困難となった。経営者は、会社役員としての監査役に、計算の確認、標準鉄道運賃表との比較、合計額及び合計額相互の

照合を中心とした監査を行わせた。加えて経営者は、複雑化する鉄道企業会計に対する企業統制上の弱点についての改善勧告も監査役に報告をさせていた²²⁾。多くの業務を担っていた会社役員としての監査役の監査は、企業情勢が変化する中で、企業の帳簿数値の正確性を十分に検証する事が出来なくなっていた。このため、企業の帳簿数値の正確性の検証に特化した、専門家としての職業会計士による監査が実施されるようになったのである。

The New York Ontario & Western Railway の株主宛監査証明書には、帳簿と勘定を継続的に監査したこと、証憑と帳簿の照合や、各種の帳簿と貸借対照表を照合したことが記述されていた。監査人は、帳簿同士の照合や帳簿残高と諸計算書との照合という、実施した監査手続を明記した上で、帳簿や計算書がすべて正確であったことを述べている。監査証明書の宛名が株主であったことから、同社の職業会計士による監査は、「株主と経営者との委託受託関係を背景に、経営者の作成した会計帳簿と貸借対照表を監査対象とする株主のための外部監査²³⁾」であったと考えることができる。

鉄道企業における監査は、帳簿記録の転記及び諸計算書と元帳残高の照合という監査手続に変わりはないが、経営者の依頼による会社役員としての監査役の監査から、株主総会で選任された職業会計士による株主のための監査へと実質的に変化していたことが伺える²⁴⁾。そし

18) Mary E. Murphy (1961) p.60。

19) 例えば、Louisville & Nashville Railroad は Price Water House が限定事項を付した監査証明を発行したことから、その後 The Audit Co. of New York を自ら設立してまでも、無限定の監査証明を発行していることから、監査証明を付すことに相当の意義が見出されていたことが推測できる (千代田邦夫 (1988) pp.11-19 に詳しい)。

20) Anyon, James T. (1974) p.20。

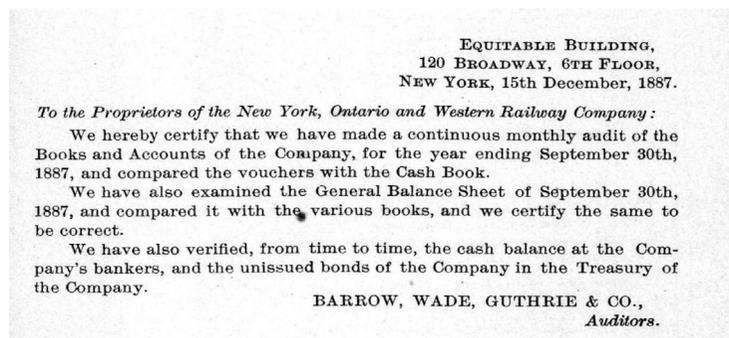
21) New York, Ontario and Western Railway Company (1988) p.1, pp.29-37。及び鳥羽至英 (1996) p.61-66 を参照。

22) Previts, G. Jhon, and Merino, D. Barbara (1979) pp.55-62 訳 pp.62-65。ここでは、会計士ではなく Auditor としているが、同報告書が Treasurer's account にとどまらず management を目的としたものであったという記述から、本稿で使用する、前節でもちいた職業会計士としての監査とは区別している。

23) 千代田邦夫 (1984) p.4。

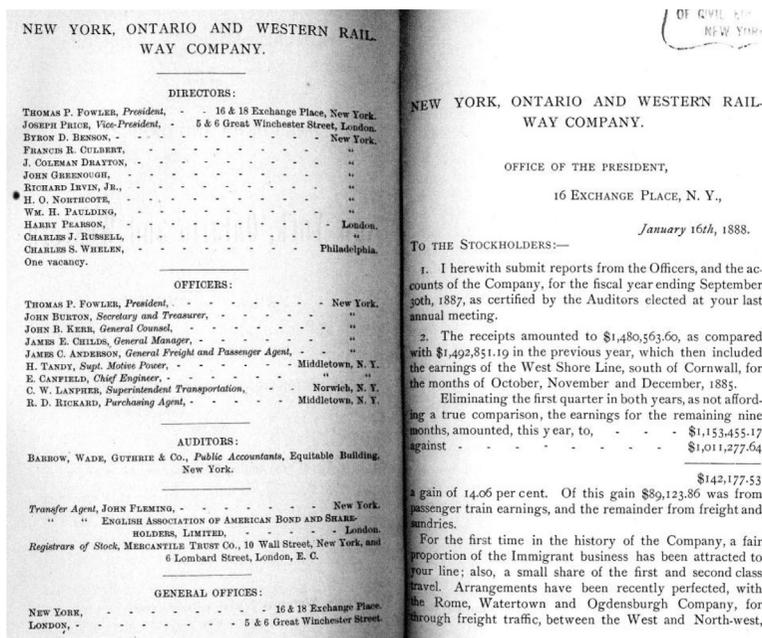
24) この点については、鳥羽至英 (1996) も次のように指摘している：「経営者のための監査」から「株主のための監査」へ移行する過程が、この鉄道会社の監査を通じて抽象的に理解できると思われる。… (ここでいう監査が) 初期の監査役による監査

図1 The New York, Ontario & Western Railway 1888 年度監査証明書



(出典) *Eighth Annual Report of the President and Officers of the New York, Ontario and Western Railway Company, with Statements of Accounts for the Fiscal Year ending 30th September, 1887*, p.37.

図2 The New York, Ontario & Western Railway 年次報告書における役職者名



(出典) *Ibid.*, pp.2-3.

て、鉄道企業において職業会計士による経営者の会計責任の遂行状況を確認する企業財務情報

は、実態監査的な側面を多く備えていたと考えられるが、株主のための監査に焦点が移行するにつれて、…情報監査の部分がりわけ強調した会計監査が実施されるようになったと思われる。…そして英と米の監査の本質的な違いはこの頃から始まっていたように思われる(p.71)。

の監査が実施されるようになっていった。1899年に至り、鉄道企業において、そうした監査の一環として職業会計士によって監査された「財務諸表の公開は慣行として行われるようになった²⁵⁾」。

監査済財務情報の公開が鉄道企業において慣

25) 千代田邦夫 (1984) p.19.

行として行われるにいたった今1つの側面として、1887年に成立した州際通商法によって設置された州際商業委員会(Interstate Commerce Committee, ICC)に、運輸会社の帳簿と諸記録を調査する権限が付与され、この委員会が同法の対象となるすべての運輸会社に対して年次報告書の提出を要求していたという側面もあったと考えられる²⁶⁾。委員会のそのような規制の背景には、公共性が高い鉄道企業において、利用者によって異なる料金を要求するという差別的料金設定が、利用者の不満をもたらしたということがある。さらに、20世紀に至るまでに、利用者を含む国民は、鉄道労働者によるストライキや、新聞等による社会的批判や、労働者・農民の鉄道国有化の要求を背景に、連邦政府に鉄道企業への規制を強く求めていたことがあった。これらの社会的背景の中で、鉄道企業は、財務諸表の公開とこれに自主的に監査を受けていることが、自らの企業経営の更なる正当性の証明になることを認識していたのであろう。

2.2 財務諸表監査の変遷

アメリカにおける19世紀末の大企業合同は、同一業種に属する多数の企業合同であり、市場占有率や生産能力からして、各産業部門で巨大企業を形成した²⁷⁾。

各企業の経営者は、企業合同を行うにあたり公平な企業合同をするために、相手企業についての信頼のできる収益力、資産価値、負債額や財務傾向に関する情報を得る必要があり、職業会計士にそれらの情報を監査することを求めた²⁸⁾。経営者は、合同が達成された後も、引

き続き職業会計士に合同企業間で比較可能な会計記録の作成整備を依頼した²⁹⁾。そして、ここでも経営者が、職業会計士に、実際に現金、売掛金はいかほどのこっているのか、固定資産はどれほどのものであるか、また負債額は貸借対照表通りであるかを詳細に監査することも求めた³⁰⁾。しかし、企業規模の拡大は、アメリカにおいて当初イギリス人の職業会計士によって行われ、やがて鉄道企業で実施された、全ての記録を詳細に監査する監査手法に変化をもたらすこととなった。

2.2.1 監査実施者の側面から

アメリカにおいて監査が法令によって強制されていない状況では、企業はコストと便益を比較しながら監査契約を結んでいた。そのため、帳簿記録の集計や転記の精細な照合、試算表や諸計算書と元帳残高との詳細な照合を行う監査実務は、アメリカの経済環境には不適當なものとなった。すなわち、企業規模の拡大に伴う、取引量の増大が、「従来の全ての取引を監査する詳細な監査を、時間・費用の点で不適當なもの³¹⁾」にしたのである。そして、監査人は、コストを抑えるために、サンプリングによって監査手続を実施する手法である試査を導入した。Shortは自身の経験から、監査手法の試査への移行は、監査人の監査観点の変化の結果ではなく、監査労力を減らすことでコストを下げることに目的があったと述べている³²⁾。

財務諸表監査が試査によって行われるように

26) 詳細はBarton, Roger (1933) pp.91-101。他、山地秀俊 (1994) pp.271-295を参照。

27) 佐合紘一 (1986) は、アメリカの企業合同運動による独占の確立を3回として、第1回を1870-1890、第2回目を1890-1893そして、第3回目を、1893-1897年と区分して、その中でも、第3回目の企業合同運動が、企業合同運動の最高潮であったとしている(pp.77-79)。

28) Moyer C.A. (1951) p.7を参照。

29) Mary E. Murphy (1961) は、合同企業の監査をしたおりに、固定資産の帳簿価格を超える評価額の調整が問題となり、一時合併が達成されなかったことを例にとり、複雑な同業務への関与が監査を行うときの統一的な基準の必要性を感じさせたとの明示がある(p.61)。

30) 大矢知浩司 (1973) p.88。

31) Littleton, A.C. and, Zimmerman V.K. (1962) pp.111-112 及び Brown, R. Gene (1962) pp.699-700。

32) Short, Frank G. (1940) p.226。

なると、「監査手続が実施される対象が、会計記録全体から抽出される一部分の記録に限定されることとなる。検証の対象となった記録についてのみ、その属性や状態に関する事実の把握や指摘が可能であるに過ぎない。このため、検証の対象とならなかった部分を含む会計記録全体の属性や状態について、たとえば、不正や誤りのような事実の把握を指摘することはできないのである。こうした会計記録の一部分だけを対象として実施された検証によって得られる結論は、記録全体について個別・具体的な事実の指摘と言う形で伝達されることはできない。試査によって得られる結論は、検証の結果に基づいて導き出される監査人自身の抽象的な認識ないし心証にとどまるであろう³³⁾。」そのため、試査による監査手続の実施によって形成される監査人の結論は、部分的な検証から推定される会計記録全体(財務諸表)に対して表明される総合的意見の形をとることになったのである。

この時期の職業会計士協会が相当な組織的な構造を築いていたであろうことは、教育機関の設置や会計監査に関わる定期刊行物から伺える。また、職業会計士の能力も税務業務や銀行への与信調査業務の提供から、相当程度に達していたと見られる³⁴⁾。そのため職業会計士は、試査で監査を実施する事で専門家として請け負う責任についても理解していたであろうと思われる。監査実施の時間と費用を削減する必要性は、監査手法はもとより職業会計士の監査実施に対する姿勢も変化させた。

しかし、変化した職業会計士の監査実務が普及するためには、契約先である企業から受け入れられなければならない。アメリカの経済環境は、財務諸表監査の受入者としての企業のおかれた状況も、また徐々に変化させていったのである。

2.2.2 監査受入者の側面から

財務諸表監査は、これを受け入れる企業からも支持され得るものでなければならないであろう。アメリカにおける監査の目的について、Montgomery (1906)には、不正と貸借対照表の知的検討(intelligent study)の両者を同等に挙げていた。Montgomery (1927)も、企業の実際の財政状態および成果を確かめることと不正及び誤謬の摘発にふれているが、後者は、副次的な目的であるとされている³⁵⁾。

企業規模の拡大をもたらした企業合同で、アメリカ最大企業として結成された United States Steel Corporation や General Electric は早くも 20 世紀初期から、投資家への情報公開として、損益計算書を中心とする企業情報公開を行った。これら公開される企業情報に対して職業会計士による財務諸表監査が実施されていた³⁶⁾。一般的に 19 世紀のアメリカの企業は、財務諸表の公開によって企業の競争力が低下することを懸念していたため、財務秘密主義³⁷⁾が大勢を占めており、特に原価情報の公開には消極的であった。このような企業大勢の中での両社のような監査済財務諸表の公開は、画期的な出来事であった。しかし、未だ、監査済財務諸表の開示が強制されていない中で公開された監査済財務諸表は、財務秘密主義の影響をうけており、損益計算書の公開は行われていたにもかかわらず、そこに原価情報は示されていなかった³⁸⁾。企業合同によって大規模化した企業は、独占的超過利潤を獲得するのに十分な企業規模

33) 蟹江章 (2010) p.209.

34) Cf. Previts, G. Jhon, and Merino, D. Barbara (1979) 及び Carey, John L. (1969)。

35) Montgomery, Robert H. (1906) p.493 及び Montgomery, Robert H. (1927) pp.23-31。

36) 例えば US. Steel は財務情報公開初年度から、General Electric 社は、1898 年より Patterson & Corwin の監査を導入されていた(千代田邦夫 (1984) p.144)。

37) Hawkins, David F. (1953) pp.156-167。

38) United States Steel Corporation, First Annual Report of the United States Steel Corporation for the Fiscal Year Ended, December 31, 1902, p.25 を参照。

となっており、これに対して社会から批判を受けていた。そこで、企業は財務秘密主義の維持と財務諸表の公開という相容れない行為にでたのである。

反独占政策として1890年のシャーマン法(Sherman Anti-Trust Act³⁹⁾)や、1914年のクレイトン法(Clayton Act⁴⁰⁾)が制定されて、これらの実施機関として1914年には連邦取引委員会(Federal Trade Commission⁴¹⁾)が設置された⁴²⁾。企業は、それらの企業を取り巻く環境の中で、社会的理解を得て円滑な企業経営を行うために、自らの意向の範囲内で財務諸表の公開を行った。当初、企業の公開財務諸表に職業会計士による監査を実施することは、あたかも財務諸表の信頼性を高めているという外的形式(パフォーマンス)によって企業経営の正当性を社会に印象付けることに目的があったと考えられる。

その後、1914年ごろから全米の代表的企業では、自発的に財務情報を公開し、これに職業会計士による外部監査を実施するようになっていた⁴³⁾。外的形式のみを重視した財務諸表監査の実施のままであれば、大多数の企業で、監査

済財務諸表の公開が行われるようになると、その優位性は失われる。ここに、いまひとつの変化がアメリカ企業環境に生成していた。

企業の投資家層は、実質的に経営を支配できる多くの証券を有する少数の株主から、徐々にその数が増加して一般化が進んでいた。Warshowによれば、株主の構成は、1900年は総体的に数が少なく、しかも1人当たり投資額が大きかったが、その後1920年までには株主1人当たりの所有株式数は減少して、株主一人当たりの券面額100\$の株式所有数も減少していた⁴⁴⁾。これら一般投資家は、従来の経営を実質的に支配できた株主とは異なり、その関心の中心は企業経営それ自体から自らの投資の成果を得ることに移っていた。一般投資家は、投資先企業を選択するという意思決定に際して、企業経営全体の情報を必要とするようになった。投資家層の変化は、企業に、監査された信頼性の高い企業情報を一般投資家に公開することが資金調達を円滑に遂行するために有益である事を認識させた。企業の資金調達源泉が一般投資家へと変化する中で、企業は一般投資家への情報公開と、この公開情報の信頼性の検証としての財務諸表監査を支持したと考えることができるのである。

変化するアメリカの経済環境の中で、企業は、投資家層の変化に対して投資情報としての経営全体の情報公開を行うことが有意義となった事を看取した。そして企業は、職業会計士に企業経営情報全体について総合意見を表明してもらう財務諸表監査の有意性を認識した。

アメリカにおける財務諸表監査は、財務諸表

39) Sherman Anti-Trust Act. 正式には、An Act to protect trade and commerce against unlawful restraints and monopolies.

40) Clayton Act. 正式には、An Act to supplement existing laws against unlawful restraints and monopolies, and for other purposes.

41) By Federal Trade Commission Act. 正式には、An Act to create a Federal Trade Commission, to define its powers and duties, and for other purpose.

42) 捕足をすれば、1905年に、Standard Oil Co. of New Jersey に対して調査が行われたことら、同社が、鉄道会社との差別的料金設定から莫大の利益を挙げていることが判明して、1911年には、分割命令が下されていたことから、大企業は、自発的に情報を公開することで、調査を回避することを選択したのであろう。

43) May, George O. (1926) もまた、ニューヨーク証券取引所にする製造業の財務情報に対する外部監査は、1925年度末には、8割以上の企業で行われるまでになっていたことを指摘している(p.322)。

44) Warshow, H. T. (1925) は、1900年は、総体的に株主数が少なく、しかも1人当たり投資額が大きかったが、その後株主1人当たりの所有株式数は1900年164株、1917年99株、1920年90株と減少して、株主一人当たりの券面額100\$の株式所有数も、1900年140株、1917年77株、1920年57株のように減少していることを述べている(pp.15-38)。

監査の受入者と担い手の双方が、その時々
の環境に適応してきた結果として、職業
会計士に企業の会計記録全体に対しての
総合意見を表明してもらうことで公開情
報の信頼性を高める財務諸表監査を実
務の中で成立させてきたと言えよう。

3. 証券法及び証券取引所法による財務諸表監査の制度化

アメリカにおける財務諸表監査は、一部
の企業で自発的に行われて定着していっ
たにもかかわらず、証券諸法によって制
度として実施される。本節では、アメ
リカの財務諸表監査がどのようにして法
に基づく制度として強制されたかを検
討する。

3.1 証券諸法の制定

20世紀への世紀転換期における企業
の自発的な財務情報公開の内容は、企業
によりバラつきがあった。

一般投資家は、公開される情報が、
経営者の意向によって企業の都合のよ
いものだけであってもそのことを知る
ことができない。Ripleyは、上場企業
が公開する財務報告の実態について、
株主は企業の内容に関する適正な情報を
得る権利を有しているにも関わらず、
企業の意のままに作成された財務情報
には、企業の実態が表されていないこ
とを指摘した。さらに、彼は、これら
には多くの場合名の知れた有名会計事
務所による証明が含まれていることを
指摘した⁴⁵⁾。

このように不適切な企業情報の公開
を可能としていたのは、国民経済の全
般的運営を民間部門に委ねるのが最良
であるとする当時の政府の産業に対し
る態度があった。政府は、規制は市場
競争の効率に対する根本的信頼を否定
するも

45) 詳細は Ripley, William Z. (1927) pp.156-207. Ripley は当時 Harvard University のプロフェッサーであった。

のであるために、資本主義とは相容れ
ないと考えていたのである。ところが、
政府のこのような態度に対して、1929
年の株価暴落をきっかけとした恐慌に
よる株式市場で損害を被った投資家が
その責任の所在を追求する中で、企業
の都合に合わせて作成された財務情報
とその公開についての事情を指摘した。
そして、政府の態度は、1929年の株
価暴落をきっかけに、従来の自由経済
を通じての自己規制から、政府自らが
法を通じて経済の調整を行う体制へ移
行した⁴⁶⁾。そこで連邦政府は投資家の
保護を目的として、企業に投資の判断
に必要な情報の開示を義務づけるため
に、有価証券の発行市場を規制する証
券法と、流通市場を規制する証券取引
法という2つの法律(証券諸法)を施行
した。そして、投資情報の信頼性を担
保するための、投資情報公開態勢の整
備の一環として、財務諸表監査が法に
基づく制度として強制されることとな
ったのである。

3.2 証券取引委員会と基準

証券諸法は、証券取引委員会 (Secur
ities and Exchange Commission, 以下
SEC) に会計基準の設定権とその施行
規則の作成・公表権を与えた⁴⁷⁾。ま
た証券取引法は、SECに企業に監査済
財務情報の提出を要請する権限を付与
した⁴⁸⁾。しかし、SECは、財務諸表に
関わる広範な権限を直接行使せず、
職業会計士団体にそれを委ねることを
暗示した⁴⁹⁾。そしてSECは、公認会

46) Previts, G. Jhon, and Merino, D. Barbara (1974) pp. 267-268 を参照。

47) 盛田良久 (1987) p.70。Securities Act of 1933. Sec.19 (a) ,Securities Exchange Act of 1934. Sec.13(b)23(a)。

48) Securities Act of 1933. 目録見書に記載される財務諸表 Sec. 10 to Schedule A25. 年次報告書の財務諸表 Securities Exchange Act of 1934, Sec.13. Sec.12。

49) 「実質的な権威ある支持を有する会計原則」に従って財務諸表を作成することを規定した。... "In cases where financial statements filed with the Commission pursuant to its rules and

計士には、自らの職業基準に忠実であることを条件とした。また、SECは、証券の発行者の監査において従われるべき監査範囲と監査手続に関して詳細な規定を公表しないという姿勢を明示していた⁵⁰⁾。

SEC自らが財務諸表に関わる基準の設定をしなかった理由として、SECには会計や監査基準のみならず、「投資家保護のために必要な、もしくは適正な規則を定める⁵¹⁾」という、大変広範な権限が付与されていた。そのためSECにとって証券市場の立て直しのほうが急務であり、財務諸表に関わる基準の設定に、十分な人員・金銭・能力をさげなかった。そして、証券諸法における財務諸表監査の業務遂行に関しては、SECの監督のもとで当時相当の権威を有していた職業会計士団体であるアメリカ会計士協会(American Institute of Accountants, 以下AIA)がその基準を設定することとされたのである。

SECは、職業会計士団体より強力な機関

relations under the Securities Act of 1933 or the Securities Exchange Act of 1934 are prepared in accordance with accounting principles for which there is no substantial authorities support, such financial statements will be presumed to be misleading or inaccurate combine disclose contained in the certificate the accountant or in footnotes to the statements provided the matters involved are material. In cases where there is a difference of opinion between the Commission and the registrant as to the proper principles of accounting to be followed, disclosure will be accepted in lieu of correction of the financial statements themselves only if the points involved are such that there is substantial authoritative support for the practices followed by the registrant and the position of the Commission has not previously been expressed in rules, regulations, or other official releases of the Commission, including the published opinions of its chief accountant” Accounting Series Releases No. 4.

50) Accounting Series Releases No. 19.

51) Securities Exchange Act of 1934. Sec.3.(12)。

として、会計連続通帳(Accounting Series Release, 以下ASR)を通じて「主たる会計問題における統一的な基準や実務の発展に寄与することを目的に、会計原則についての意見を発表する(ASR No.1)」とした。そして、SECは、証券取引法の目的が達成されない恐れがあるときには、会計連続通帳を通じていつでも自らが基準の規定に介入する余地があることを強調した⁵²⁾。この条件のもとで、アメリカでは、長期にわたり、権威ある職業会計士団体としてのAIAが、証券諸法における財務諸表監査の実施にかかわる業務指針としての監査の基準を公表してきたのである。

4. 財務諸表監査制度とその制度化要因

4.1 連邦法としての証券諸法

証券法及び証券取引法は、投資家の保護を達成するために制定された。証券諸法は、同目的を達成する方法として、企業に財務情報を開示させることを強制した。ただし、投資家の保護を目的とした法規制は、証券諸法以前にも存在していた。それは、一般的に青空法(Blue Sky Law)と称され、州法によって証券発行に関する取締規定が設けられていた⁵³⁾。

青空法が規定するところは、① 詐欺禁止条項、② 証券業者の登録または免許制度、そして③ 証券の登録または免許制度であった⁵⁴⁾。青空法は、その目的を達成するための方法として州政府もしくはそれが委任した機関に、第1に、有価証券の性質の調査、第2に、証券発行企業の資産の調査、第3に、証券発行企業の取

52) Blough, C.G. (1967) 訳, pp.172-174.

53) 一般的に1911年Kansas州が最初のブルー・スカイ・ローとされているが、Loss, Louis and Cowett, Edward M. (1958) は、1903年に早くもコネティカット州に簡単ではあるが、採用されていたとしている(訳, pp.2-3)。

54) Loss, Louis and Cowett, Edward M. (1958) 訳 pp.15-36。

益の調査、第4に、証券の投機的発行と非投機的発行の区分等を規制する権限を与えた⁵⁵⁾。つまり、青空法の下では、証券の発行者である企業とその証券の質の判断を州政府が実施していた。

しかしながら、青空法は、州での規制法であった事から、各州によってその規定内容に差異があった。各州規制による青空法のもとでは、州際証券取引を規制することができなかった。さらには、各州が自由に市場規制を定められる状況で、州は、自州の発展のために、企業を呼び込むべく規制を緩和することが容易に可能であった。そして、自州の主要産業、有力証券取引所の上場証券や、公益事業の有価証券を規制の対象外として、手数料を得るために何ら規制を行わない州さえあった。企業は、自らに都合のよい州で証券を発行した後、それを他の州で販売することもできた。このように各州が証券発行規制を独自に行える状況では、証券市場で発行される証券は均質とはなりえなかった。

経済が発展するにつれて証券取引が広く行われるようになると、州ごとに規定内容が異なっているのでは州をまたいで投資を行う投資家の保護を実現することが困難となった。さらには、「証券取引所は任意団体的組織であったため、州政府すらも直接に徹底的な監督を行うことができず、取引所取引上の取締は全く取引所会員による自治統制の運用に待ち、取引所理事会のみが取引所会員に対して最高絶対の統制権を有していた⁵⁶⁾。」

これらの問題を解決すべく、証券諸法は、証券の発行市場と流通市場を規制した。証券市場全体の企業情報公開の水準を連邦法として規制することが、投資家の保護に資するために必要であった。

証券諸法は、青空法と違い投資家保護を達成するための方法として、企業に一定の質を確保

した財務諸表の開示をさせた。その情報を基に、一般投資家が市場で証券を購入するか、売却するか、保有を継続するか意思決定を行う体制を整えた。そして、投資情報開示の整備に伴って、開示される情報の信頼性を担保するために不可欠なこととして財務諸表監査を強制した。証券諸法は、こうして開示される情報を基にして、投資家自身が投資意思決定を下す体制を構築したのである。

4.2 監査人と財務諸表監査実施の基準

AIA は、証券諸法の下で SEC から、監査の基準作成・設定主体としての明示はされていないが実質的に認められた。これには、AIA が反独占政策の監督・実施機関として設置された連邦取引委員会(Federal Trade Commission, 以下 FTC⁵⁷⁾)に協力する形で、1916年に「貸借対照表の覚書(A Memorandum on Balance Sheet Audits)」を作成した実績が背景にあった。この覚書は、当時銀行が商人に対して債務返済能力を示すために監査済財務情報の提供を望んでいたことから⁵⁸⁾、AIA が FTC に協力する以前に、監査業務を行うための資料として作成していたものであった⁵⁹⁾。

AIA が監査業務を行うための資料を作成した背景には、南北戦争以降、商人が単名手形を銀行で割引くことによって資金を調達していたことがある。単名手形の割引が増大するにつれて、銀行は手形振出人の信用調査をするために財務情報に注目した。そして、1907年にアメ

57) “An Act to create a Federal Trade Commission, to define its powers and duties, and for other purpose”によって設置された。(Approved September 26, 1914)。

58) 詳細は Federal Reserve Bulletin (1965) p.21. cf. Richardson, A.P. (1980) 及び Margaret G., Myers (1971) pp.322-323, Littleton, A.C. and, Zimmerman V.K. (1962) p.115. の文献からも、上述した業務が 1900-1914 年までの会計士の主業務となっている。

59) Chatov, Robert (1975) pp.48-50。

55) 大矢知浩司 (1973) pp.138-139。

56) 福田敬太郎 (1934) pp.4-5。

リカ銀行協会信用情報委員会は、仲買人から手形を購入するに際し、公認会計士の監査証明を受けた財務諸表が提出されるべきだと主張し、かかる手形を優遇することを勧告した。これにより、銀行家によって用いられる財務情報の証明に、職業会計士の監査証明が実施されるようになっていった⁶⁰⁾。

職業専門家としての会計士業務を広く社会に認知させた銀行との関係は、職業会計士の財務諸表監査の担い手としての能力向上に大きく寄与したといえよう。その他に職業会計士の能力を向上させた要因として、第1次世界大戦の戦費調達のための1917年の歳入法と1918年歳入法が挙げられる。それらの複雑な財務省規則(Regulations)や、連結納税制度は、職業会計士の需要をもたらした⁶¹⁾。会計士は、自らの業務を職業として法に裏付けられたものとして確立させるために、1887年に、アメリカ職業会計士協会(American Association of Public Accountants, 以下 AAPA)を設立した。1896年には、ニューヨーク州ではじめて公認会計士法が制定され、その後全米で公認会計士法が制定された⁶²⁾。制定後間もない各州間の公認会計士法には、公認会計士の資格取得試験に難しい試験を課す州もあれば⁶³⁾、実務経験を有する者には公認会計士の資格を付与する州など、内容に極度のばらつきがあった⁶⁴⁾。また AAPA は、各州の会計士協会のメンバーから構成されており、協会によっては、AAPA からの連絡を州の幹事が会員に知らせていないなど組織上の問

題があった⁶⁵⁾。

これらの問題を解決するために、1917年に AAPA は、AIA⁶⁶⁾として再編された。AIA は、「標準公認会計士法⁶⁷⁾ (Standard CPA Law)」を作成して、低い水準の公認会計士法を有する州に対してはこれに沿って改正するよう、また公認会計士法を有していない州に対してはこれを1つのモデルとして公認会計士法を制定するよう勧告した。そして、AIA の統一試験を州の審査会と協力して実施することにより、公認会計士の質の向上も目指した。職業会計士は、AIA 主導の下で、時代に必要とされる職務に対応しながら企業会計に関わる用役を提供して、専門家としての質や能力の向上にも専念して、その地位を確立した。

AIA は、「貸借対照表の覚書」を公表した後もこれに改訂を重ねて、1929年には損益計算書を監査対象に含めた基準である「財務諸表の検証(Verification of Financial Statements⁶⁸⁾」を報告書として公表した。AIA は、企業が次第に証券市場を介して資金調達を行うことが多くなっていったことを背景に、銀行に対する与信目的を重視して作成された貸借対照表のみを監査対象とする基準から、企業の経営成績状態を表す損益計算書も含めた監査の実施基準へと基準を改訂した。1934年には、職業会計士が財務諸表監査を行うにあたって一つの指針を示すものとして、新たに「企業会計監査(Audits of Corporate Accounts⁶⁹⁾」と題する業務の指針を

60) cf. Richardson, Alphyon Perry. ed. (1980)。また Chatfield, Michael (1974) p.127, 訳 p.168 を参照。

61) そのほかにも、課税の基礎となる利益を納税者が定期的に採用している会計方法に準拠して決定されるべきであることの規定等があった(Editorial (1918) を参照)。

62) 1928年までには48州全米に及んだ(Edwards, James D. (1978) pp.109-110 を参照)。

63) 千代田邦夫 (1984) p.87 を参照。

64) Editorial (1916) p.29。

65) Editorial (1915) p.453。

66) 正確には AIA 以前に AAPA は 1916 年に The Institute of Public Accountants と再編し、1917 年に AIA と名称を変更している。

67) Standard CPA Law は、15章からなり、Board of Accountancy の構成とメンバーの資格・任期・権限、公認会計士試験と実務経験、ウェーバー条項、資格のはく奪などについての規定(American Institute of Accountants (1917) pp.46-49)。

68) American Institute of Accountants (1929) pp. 321-354 を参照。

69) 捕足までに、Audits of Corporate Accounts をほぼそのまま 1936 年に、「Examination of Financial

公表した。

1929年の大恐慌で監査済財務諸表の利用者が莫大な損害を受けた。こうした利用者は、財務諸表を公開していた企業に対して批判をした。職業会計士は、そのような状況から財務諸表への監査そのものに対する批判を受ける恐れを認識した。そこで財務諸表監査において職業会計士自らが、実施した具体的な手続を明確にしておく必要性を覚えた。「企業会計監査」は、監査報告書に職業会計士が署名するには、1929年公表の「財務諸表の検証」で述べられている、企業の資産及び負債の検証、収益勘定の検証、さらに企業の内部統制の有効性を確かめるための会計システムの検査を実施すべきとした。そして、監査実施方法として、精査もしくは内部統制(System of Internal Check)が良好であれば試査によるので十分として、その選択は監査人の判断にゆだねるとともに、実施した監査手続について監査報告書に記述することとした。

公認会計士の職業地位向上に努力したAIAは、継続的に公表物の改訂を重ねて職業会計士の実務指針としての基準を作成していた。AIAは、アメリカ経済の変化に対応した実務慣行や税制・銀行与信調査業務等の経験を反映した監査基準を作成していた。このようなAIA及び職業会計士の業務経験があったからこそ、それらを基盤にして、証券諸法のもとSECは、職業会計士団体に監査の基準作成・設定主体としての暗黙の了解を与えたと言えよう。

Statements by Independent Public Accounts」として公表している。そのには、次のような目的が示されていた「独立の公共会計士が財務諸表の検査を行う場合、その検査の性質と範囲を決定するにあたって考慮すべき若干の一般原則を提示するものである。けだし当面する種々異なった状態に適応するだろう何らかの唯一の監査計画を述べることは実行不可能であるけれども、一つの指針としての詳細な監査計画が必要な事は一般に認められているのでここに一案を示す次第である」(佐藤孝一(1957) p.66)。

むすび

アメリカにおける財務諸表監査の源流にはイギリス人の職業会計士によって実施された監査がある。それがアメリカで受け入れられ、アメリカの環境に適合してアメリカ独自の監査として発達した。アメリカで発達した財務諸表監査は、企業で自発的に実施されるようになった。20世紀初頭のアメリカの経済は飛躍的發展段階にあり、企業財務秘密主義のもと市場競争の効率が信じられていた。このような状況の中で、証券諸法で強制される以前から財務諸表監査が実施されていた背景には、第1に、企業は、市場での資金調達を円滑に行うために、企業情報を公開することが重要となったことがあげられる。不特定多数の一般投資家へ公開する情報の信頼性を担保するために、財務諸表監査が導入された。企業は、信頼性の検証がなされた情報公開をすることが、市場での資金調達が有利にすることを認識した。第2に、企業の資金調達が市場を介して直接金融の構造へと移行しており、証券の保有者が広く一般投資家へと徐々に分散していたことがある。つまり、アメリカでは、証券市場における資金調達体制が早い段階から整っていたのである。第3に、職業会計士はその時々のニーズに対応して用役を提供することができ専門家としての地位や能力を確立していたからである。また、教育機関の設置や、全米統一試験の実施、アメリカ職業会計士協会の創設なども専門家としての地位や能力を高めるのに役立った。

このように、アメリカで財務諸表監査が自発的に実施されるようになったのは、企業側で財務諸表監査を受入れる体制が整っており、財務諸表監査の担い手である職業会計士が育っていたからである。

しかし、自発的な要素だけでは財務諸表監査は機能し得なかった。不特定多数の一般投資家が参加する証券市場においては、同質性が保た

れた企業情報の公開と、そのことについて市場参加者が承知できる体制が必要となった。アメリカにおける自発的な財務諸表監査では、こうした体制を欠いていたことが、1929年からの大恐慌をきっかけに露呈し、証券諸法によって制度としての財務諸表監査が実施されることになったと考えられるのである。そして、証券諸法の下で、財務諸表に関わる広範な権限が与えられたが、SECには、監査基準を自ら設定するだけの人材や資金が十分でなかった。そのため、証券諸法の下SECは、自らが基準を設定する権限は維持しながらも、会計職業団体によって公表されていた基準を承認した。

アメリカで財務諸表監査が徐々に形成されたのは、急速に発展するアメリカの経済環境の中で企業が財務諸表監査の意義を理解・支持したからである。職業会計士は、企業の要請に答えるために専門家として躍進した。アメリカでは、財務諸表監査を実施する体制として上述した3つの要素が整っており、そのうえでSECは自らの能力不足をAIAの公表基準で補った。そして、監査済財務諸表から得られる情報の信頼性が最低限の水準を確保しうる体制構築のために、すでに、実務の中で実施されていた財務諸表監査を証券諸法の基に取り入れた。以上の事から、アメリカは財務諸表監査の制度化は、法が実務を追認して制度化したと結論づけることができるであろう。

主要参考文献

- Adler, Dorothy R. (1970). *British Investment in American Railways 1834-1898*, Charlottesville: University Press of Virginia.
- American Institute of Accountants (1917). "Standard CPA Law," *The Journal of Accountancy*, Vol.23, No.1, pp.46-49.
- American Institute of Accountants (1929). "Verification of Financial Statements," *The Journal of Accountancy*, Vol.47, No.5, pp.321-354.
- Anyon, James T. (1974). *Recollections of the Early Days of American Accountancy 1883-1893*, Osaka: Reprinted Originally: Privately Printed, (1925).
- Barton, Roger (1933). "Independent Audits for Investors," *The Journal of Accountancy*, Vol.56, No.2, pp.91-101.
- Blough, C.G. (1967). *Development of Accounting Principles in the United States*, in Berkeley Symposium on the Foundations of Financial Accounting. (加藤盛弘・鶴飼哲夫・百合野正博訳『会計原則の展開』森山書店,1981)。
- Brown, R. Gene (1962). "Changing Audit Objectives and Techniques," *Accounting Review*, Vol.37, No.4, pp.696-703.
- Carey, John L. (1939). "Extension of Auditing Procedure," *The Journal of Accountancy*, Vol.68, No.6, pp.377-385.
- Carey, John L. (1969). *From Technician to Professional 1896-1936*, New York: American Institute of Certified Public Accountants.
- Chatfield, Michael (1977). *A History of Accounting Thought*, New York: R. E. Krieger Pub. Co. (津田正章・加藤順介訳『チャットフィールド会計思想史』文眞堂, 1978)。
- Chatov, Robert (1975). *Corporate Financial Reporting: Public or Private Control?*, New York: Free Press.
- 千代田邦夫(1984).『アメリカ監査制度発達史』中央経済社。
- (1988).『公認会計士—あるプロフェッショナル100年の闘い—』文理閣。
- (2008).『貸借対照表監査研究』中央経済社。
- Editorial (1932). "Railways and Audits," *The Journal of Accountancy*, Vol.53, No.4, p.243.
- Edwards, James D. (1978). *History of Public Accounting in the United States*, University: University of Alabama Press.
- Federal Reserve Bulletin (1965). *Collaboration with the Federal Trade Commission*, Kraus Co. Vol.III.
- Hawkins, David F. (1953). "The Development of

- Modern Financial Reporting Practices Among American Manufacturing Corporations," *The Business History Review*, Autumn, pp.135-168.
- 岩田巖(1955). 『会計原則と監査基準』中央経済社。
- (1954). 『会計士監査』森山書店。
- 福田敬太郎(1934). 『米国株式取引所法案』商業研究所講演集。
- 蟹江章(2010). 「監査の手法と目的に関係する一考察」『會計』第178巻第2号, pp.202-215。
- 春日部光紀(1998). 「U.S.Steel社の資産適正化会計」『経済学研究』第48巻第2号, pp.62-81。
- 喜田義雄(1973). 『アメリカ監査論』森山書店。
- Littleton, A.C. (1953). *Structure of Accounting Theory*. Sarasota: American Accounting Association monograph, No.5. (大塚俊郎訳『会計理論の構造』東洋経済新報社, 1955)。
- Littleton, A.C. and, Zimmerman V.K. (1962). *Accounting Theory: Continuity and Change*, Englewood Cliffs: Prentice-Hall. (上田雅通訳『会計理論: 連続と変化』税務経理協会, 1976)。
- Loss, Louis and Cowett, Edward M. (1958). *Blue Sky Law*, Boston: Little Brown and Company. (堀口亘・高橋嘉男訳『ブルー・スカイ・ロー』大阪証券取引所調査部, 1961-1964)。
- Mary E. Murphy (1961). "The British Accounting Tradition in America," *The Journal of Accountancy*, Vol.III, No.4, pp.54-63。
- May, George O. (1926). "Corporate Publicity and the Auditor," *The Journal of Accountancy*, Vol.42, No.5, pp.321-326。
- May, George O. (1957). *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, New York: Macmillan. (木村茂義訳『財務会計: 経験の蒸留』G.O.メイ著』ダイヤモンド社, 1957)。
- Margaret G. Myers (1971). *Origins and Development, The New York Money Market*, Vol.I, pp.322-323.
- Montgomery, Robert H.(1906). "The Work of the Auditor," *The Journal of Accountancy*, Vol.1, No.6, pp.492-500.
- Montgomery, Robert H.(1927). *Auditing Theory and Practice*, New York: Ronald Press.
- 盛田良久(1973). 「投資家保護と会計監査」『商経論集』第1巻第1号, pp.1-18。
- (1974). 「州会社法・連邦法と投資家保護」『商経論集』第2巻第1号, pp.41-74。
- (1987). 『アメリカ証券取引法』中央経済社。
- Moyer, C.A. (1951). "Early Development in American Auditing," *The Accounting Review*, Vol.26, No.1, pp.3-8.
- New York, Ontario and Western Railway Company (1988). *Eighth Annual Report of the President and Officers of the New York, Ontario and Western Railway Company, with Statements of Accounts for the Fiscal Year ending 30th September, 1887*, New York: John C. Rankin, Jr., Printer.
- (1890). *Tenth Annual Report of the President and Officers of the New York, Ontario and Western Railway Company, with Statements of Accounts for the Fiscal Year ending 30th September, 1889*, New York: John C. Rankin, Jr., Printer.
- 西村明(1977). 『財務公開制度の研究』同文館。
- 大矢知浩司(1973). 『会計監査—アメリカにおける生成と発展—』中央経済社。
- Previts, G. Jhon, and, Merino, D. Barbara (1979). *A history of accounting in America: an historical interpretation of the cultural significance of accounting*, New York: Wiley. (大野功一・他訳『アメリカ会計史: 会計の文化的意義に関する史的解釈』プレヴィッツ, メリノ著』同文館, 1983)。
- Richardson, Alphyon Perry. ed.(1980). *The Influence of Accountants' Certificates on Commercial Credit*, New York: American Association of Public Accountants, Reprinted: Arno Press.
- Ripley, William Z. (1927). *Main Street And Wall Street*, Boston: Little Brown.
- 佐合絃一(1986). 『企業財務と証券市場—アメリカ株式会社金融の成立—』同文館。
- Securities and Exchange Commission (1968). *Accounting Series Releases: Compilation of Releases 1 to 112 Inclusive, as in Effect August 1968*, Washing-

- ton: U.S. Govt. Print. Off.
- Short, Frank G. (1940). "Internal Control from the Viewpoint of the Auditor," *The Journal of Accountancy*, Vol.35, No.3, pp.225-231.
- Sobel, Robert (1965). *The Big Board: A History of the New York Stock Market*, Free Press: New York. (安川七郎訳『ウォール街二百年: その発展の秘密』東洋経済新報社, 1970)。
- 鳥羽至英(1994).「監査理論と監査史－中世の荘園・ギルドにおける監査－(会計と監査の基本問題く特集>) (会計監査の基本問題)」『南山経営研究』第9巻第2号, pp.505-517。
- (1995).「監査理論と監査史(2): アメリカにおける信用監査」『駿河台経済論集』第4巻第2号, pp.317-332。
- (1996).「監査理論と監査史5－19世紀後半のアメリカの鉄道会社の会計監査－」『会計学研究』第22号, pp.47-76。
- United States Steel Corporation (1902). "First Annual Report of the United States Steel Corporation for the Fiscal Year Ended, December 31, 1902".
- Warshow, H.T.(1925). "The Distribution of Corporate Ownership in the United States," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.34, pp.15-38.
- 山地秀俊(1994).『情報公開制度としての現代会計』同文館。
- 百合野正博(1979).「試査と内部統制組織の関係－その歴史的考察－」『同志社商学』第30巻第4号, pp.29-54。
- (1982).「監査目的と2つの不正概念－米国における財務諸表監査成立期の考察を中心として－」『同志社商学』第34巻第3号, pp.85-110。
- Zimmerman, V.K.(1954). *British Backgrounds of American Accountancy*, Ph.D. Dissertation University of Illinois. (小澤康人・佐々木重人訳『近代アメリカ会計発達史－イギリス会計の影響力を中心にして－』同文館, 1993)。